

議案第九号

中央区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出します。

令和七年二月二十五日

提出者 中央区長 山 本 泰 人

中央区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

中央区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年三月中央区条例第三号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第二項前段中「含む」の下に「。以下「配偶者等」という」を加える。

第九条の三（見出しを含む。）中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第九条の四の見出しを削る。

第十五条第一項各号中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に改める。

第十七条の前に次の二条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第十六条の四 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして区規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の区規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の区規則で定める措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第十六条の五 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

三 前二号に掲げる措置のほか、区規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

2 この条例による改正後の中央区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第九条の三第一項の規定による超過勤務の制限に係る請求（三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）は、この条例の施行の日においても行うことができる。

（説 明）

超過勤務の免除対象の要件に係る子の範囲の拡大等をするとともに、仕事と介護の両立支援に係る制度を利用しやすい環境の整備について必要な事項を定めるため、この条例案を提出します。